

保護者 様

久松保育園 園長

感染症に伴う登園の許可について

児童福祉施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は、「保育所における感染症対応ガイドライン」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取県東部医師会で検討されたものです。(以下に示しています) 下記の病気にかかった場合、医師の許可を得て登園してください。また、そのうち、「出席停止期間」が「感染の恐れがないと確認するまで」のものについては「登園届」(別紙)を園に提出していただきますよう、よろしくお願ひします。

「登園届」 が必要な もの(○)	病 名	出 席 停 止 期 間
○	第一種伝染病() *新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
○	結核	感染の恐れがないと確認するまで
○	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
○	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
○	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
○	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	その他(とびひ、手足口病、水いぼ、りんご病等)	医師の指示に従ってください

お子さまが一日も早く快適に生活できるよう、感染症罹患時はなるべく外出を避け、安静に過ごしてください。